

平成25年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 事業収入			千円 (5,137,490) 182,880	千円 (5,079,143) 170,998	(58,347) 11,882		千円	
	3 集中管理 事業収入		(4,360,231)	(4,309,766)	(50,465)			
		1 集中管理 事業収入	182,880	170,998	11,882			
		1 集中管理 事業収入	(4,360,231) 182,880	(4,309,766) 170,998	(50,465) 11,882	1 集中管理 事業収入	(3,860,376) 182,880	
	歳入合計		(5,541,557) 182,880	(5,094,203) 170,998	(447,354) 11,882			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は地域振興部の合計。

歳出

款	項	目	本年度		前年度		比較		本年度の財源内訳				区分	金額	説明
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1 事業費	3 集中管理事業費	1 集中管理事業費	(5,137,521)	(5,079,203)	(58,318)	千円	千円	事業収入	(5,137,490)					千円	
			182,880	170,998	11,882		(31)	千円	繰越金	182,880					
			(4,360,262)	(4,309,826)	(50,436)				(4,360,231)						
			182,880	170,998	11,882				182,880						
			(4,360,262)	(4,309,826)	(50,436)				(4,360,231)						
			182,880	170,998	11,882				182,880						
			(5,541,557)	(5,094,203)	(447,354)				(5,137,490)						
			182,880	170,998	11,882				182,880						
		歳出合計											14 使用料及び賃借料	182,880	

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は地域振興部の合計。

平成25年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

情報政策課（内線：7615）

1 目 集中管理事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁内LANパソコン 集中管理事業	140,832	162,144	△21,312				140,832	
トータルコスト	140,832千円（前年度 162,144千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	パソコン調達、会計間予算振替え手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県の行政機関を結ぶ「庁内LANシステム」に接続するパソコンについて、調達事務の効率化及び調達コストの削減を図るため、一括して調達事務を実施する。</p> <p>職員用パソコンのリース料 140,832千円（4,293台）</p>								
クラウドサーバ管理 事業	42,048	8,854	33,194				42,048	
トータルコスト	43,637千円（前年度 9,653千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	クラウドサーバ調達、会計間予算振替え手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>これまで各所属で整備していたサーバを集約化し、コストの削減を図るため、鳥取県クラウドサーバを利用し一括管理する。</p> <p>鳥取県クラウドサーバの利用料 42,048千円（180台）</p>								

平成25年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（地域振興部）

(単位：千円)

款項目 節	用品調達等集中 管理事業特別会計	1款 事業費	うち企画部			
			1款 事業費	3項 集中管理事業費		
				1目 集中管理事業費		
1 報酬	2,555,248	2,555,248				
2 給料						
3 職員手当等						
4 共済費	460,486	460,486				
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 貸金	341,100	341,100				
8 報償費						
9 旅費	3,416	3,416				
費用弁償						
普通旅費	3,416	3,416				
特別旅費						
10 交際費						
11 需用費	934,297	934,297				
12 役務費	342,881	342,881				
13 委託料	5,318	5,318				
14 使用料及び賃借料	492,850	492,850	182,880	182,880	182,880	182,880
15 工事請負費						
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費						
19 倉庫金、補助及び交付金	517	517				
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金	1,000	1,000				
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金						
26 寄付金						
27 公課費	408	408				
28 繰出金	404,036					
予備費						
計	5,541,557	5,137,521	182,880	182,880	182,880	182,880
財源						
国庫支出金						
繰入金						
内 市の他	404,067	31				
事業収入	5,137,490	5,137,490	182,880	182,880	182,880	182,880

条 例 名 等	鳥取県統計調査条例の一部改正について											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>受益と負担の公平の確保を図るため、統計の作成等を知事等に委託する者が納める手数料の額を改める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 委託により作成した統計表の提供に係る手数料の額を次のとおり引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ディスク(CD-R)に複写したものの交付</td> <td>1枚につき50円</td> <td>1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付</td> <td>1枚につき90円</td> <td>1枚につき50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>	区 分	金 額		改 正 前	改 正 後	光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき50円	1枚につき30円	光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき90円	1枚につき50円
区 分	金 額											
	改 正 前	改 正 後										
光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき50円	1枚につき30円										
光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき90円	1枚につき50円										

鳥取県統計調査条例の一部を改正する条例案

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>30円</u></p> <p>(イ) 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>50円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が委託に係る業務に要する費用として同号に定める額を<u>参酌して定める額</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を手数料として県に納めなければならない。</p> <p>(1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事等に委託する場合であって、委託を受けた知事等が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わせるとき 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 統計成果物（委託により作成した統計表をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>50円</u></p> <p>(イ) 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 1枚につき<u>90円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が統計の作成等その他委託に係る業務に要する費用として定める額</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の変更に関する協議について	
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 鳥取県の行政組織（総合事務所体制）の見直しに伴い、鳥取県日野地区連携・共同協議会規約中、事務所の所在地及び幹事会の設置に関する規定について改正を行う必要があることから、鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の6の規定に基づきその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。	
	2 概要	
	① 改正内容	
	改 正 後	改 正 前
	(事務所の所在地) 第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1に置く。	(事務所の所在地) 第5条 協議会の事務所は、鳥取県日野郡日野町根雨140-1 (鳥取県日野総合事務所内) に置く。
	(幹事会の設置) 第16条 略 2 幹事会は、 <u>鳥取県の日野郡3町との連携、共同処理の推進に関する事務を所掌する部局の長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長をもってこれを組織する。</u>	(幹事会の設置) 第16条 略 2 幹事会は、 <u>鳥取県日野総合事務所県民局長並びに日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長をもってこれを組織する。</u>
	② 施行期日 平成25年4月1日	

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について																							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>救急医療用ヘリコプターに係る事務の移管その他平成25年度事業の執行に当たり、関西広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正を行う必要があることから、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>①規約改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化の振興に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 ・「第1次産業の振興に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 ・「救急医療用ヘリコプターに関する事務」に係る負担する構成団体及び負担割合の変更 ・「ウェブ研修に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 <p>②改正の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事務</th> <th>変更事項</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化の振興に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5</td> <td>人口割 10分の5 均等割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>第1次産業の振興に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 事業所数割 10分の5</td> <td>人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急医療用ヘリコプターに関する事務</td> <td>負担する構成団体</td> <td>京都府、兵庫県及び鳥取県</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 利用実績割 10分の5</td> <td>利用実績割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>ウェブ研修に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>受講者数割 10分の10</td> <td>均等割</td> </tr> </tbody> </table>	対象事務	変更事項	改正前	改正後	文化の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	人口割 10分の5 均等割 10分の5	第1次産業の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10	救急医療用ヘリコプターに関する事務	負担する構成団体	京都府、兵庫県及び鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	負担割合	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	利用実績割 10分の10	ウェブ研修に関する事務	負担割合	受講者数割 10分の10	均等割
対象事務	変更事項	改正前	改正後																					
文化の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	人口割 10分の5 均等割 10分の5																					
第1次産業の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10																					
救急医療用ヘリコプターに関する事務	負担する構成団体	京都府、兵庫県及び鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県																					
	負担割合	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	利用実績割 10分の10																					
ウェブ研修に関する事務	負担割合	受講者数割 10分の10	均等割																					

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 後	変 更 前 (H24.8.14変更許可規約)
<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設割又は第1次産業就業者数割(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、<u>事業所数又は第1次産業就業者数</u>(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成指定都市に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>	<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設割、<u>事業所数割又は第1次産業就業者数割</u>(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、<u>事業所数又は第1次産業就業者数</u>(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成指定都市に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>
<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設割又は<u>事業所数割</u>(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は<u>事業所数</u>(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>	<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p> <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設割又は<u>事業所数割</u>(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は<u>事業所数</u>(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24.8.14変更許可規約)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。 (検討)</p> <p>2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (広域連合の処理に係る経過措置)</p> <p>3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。</p> <p>4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。 (広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p> <p>5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。 (2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。 ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数 イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数 ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 年度途中に構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。</p> <p>7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。</p> <p>8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより離れ場合は、別に広域連合長の定めるところによる。</p>	<p>附 則 (施行期日) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (広域連合の処理する事務に係る経過措置) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (広域連合議員の定数等に係る経過措置) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>6 (負担金の徴収に係る経過措置) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案	変更前 (H24.8.14変更許可規約)
<p>附 則 (平成24年 1月25日総行市第1号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>附 則 (平成24年 4月23日総行市第41号)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年 8月14日総行市第107号)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年 3月 日総務大臣届出)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成25年 4月 1日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 広域連合長が定める日までの間に改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。</p>	<p>附 則 (平成24年 1月25日総行市第1号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (平成24年 4月23日総行市第41号)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (平成24年 8月14日総行市第107号)</p> <p>(略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案

変更前 (H24.8.14変更許可規約)

別表 (第20条関係)	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 (これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務に係る経費に規定する事務に係る経費
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 利用者数割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 10分の10

事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は広域連合長が別に定める。

別表 (第20条関係)	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 (これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務に係る経費に規定する事務に係る経費
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 利用者数割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 10分の10

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)	変更案
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づき構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるもの）に係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づき構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づき構成団体の従業員10人以上の事業所の総数の割合をいう。 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数（回数の割合）をいう。 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員数の割合をいう。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づき構成団体の人口の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づき構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づき構成団体の従業員10人以上の事業所の総数の割合をいう。 6 この表において「第1次産業就業数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づき構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。 7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数（回数の割合）をいう。 8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員数の割合をいう。

5113

5113